

インクルーシブ研修だより

No. 2

2016. 4. 22 杉並区立杉並第四小学校 高橋 浩平

もう葉桜ですね……

一般的にインクルーシブ教育とは？

第1号に杉四小のインクルーシブ教育とは、「できないことをほったらかしにしない教育」と規定したい、と書きました。これは従来の解釈ではなく独自の視点です。「ほったらかしにしない」という言い方がどうかというご意見もいただきましたが、あくまで、指導者側の視点としての規定だとご理解ください。



さて、今回は、いわゆる一般的に「インクルーシブ教育」とはどのように規定されているか、というお話を。

「インクルーシブ」とは直訳すると「包摂する」「包み込む」といった意味であり、さまざまなものをお幅広く包み込む、というようなイメージです。

「インクルーシブ教育」を考えるとき、まずは国連で採択された「障害者の権利に関する条約」（「障害者権利条約」）を押さえる必要があります。

- ・平成18（2006）年12月13日 ニューヨークで採択
- ・平成19（2007）年9月28日 ニューヨークで署名
- ・平成25（2013）年12月4日 国会承認
- ・平成26（2014）年1月20日 批准書の寄託
- ・平成26（2014）年1月22日 公布及び告示（条約第1号及び外務省告示第28号）
- ・平成26（2014）年2月19日 我が国について効力発生

国連で採択されてから日本が批准するまで8年以上かかっています。これは、この条約の規定の中に、次のように書かれていることが一つの理由でした。

第24条「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されること及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から

排除されないこと」（下線筆者）

この一文をもって、「障害があっても普通教育（通常学級での教育）を受けさせるべき」と主張される方もいます。しかし、そう考えると特別支援学校や特別支援学級は必要がない、いらない、ということになります。また実際に特別支援学校や特別支援学級があること自体が障害者差別だ、と主張される方もいます。

日本は障害のある子に対する教育は、「特殊教育」といって、通常の教育とは別に教育をしてきました。（「別学体制」というようないい方もされます。）また、視覚障害、聴覚障害の児童が盲学校、ろう学校に行くことは戦後すぐに義務化された（昭和 22（1947）年）のに、知的障害については、東京都が国に先駆けて障害児希望者全員就学実施をしたのが昭和 49（1974）年、国が養護学校義務化にしたのは昭和 54（1979）年、と遅かったです。

全員就学前は、養護学校（現在の特別支援学校）はテストを行って力の無いものは入れない、行く場所がない、学校に行かれないという知的障害の子たちがたくさんいました。

「就学猶予、就学免除」という形で学校にいかれなかった障害児も多く存在しました。「障害児も学校教育を」と義務化への運動が始まりました。一方で、義務化に際しては「障害児も普通学級（通常学級）で教育すべきだ」という人たちから反対運動もおこりました。

制度化以降、障害のある子は「養護学校（特別支援学校）」か「特殊学級（現在の特別支援学級）」で学ぶ体制になりました。したがって、平成 5（1993）年まで、通常学級の中に障害児は「いない」ことになっていました。（実際には少なからず障害児は通常学級にいました。）平成 5（1993）年に通級での指導が制度化されて、初めて通常学級にも通級の必要がある（支援の必要な）障害のある子がいる、と行政的には認められたのです。

またこの頃から知的障害ではない、学習障害（LD）や注意欠陥多動障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）といった障害が目立ってきました。基本的に知的な遅れがない発達障害の児童は通常学級に行くことになりますから、そうした問題に対応する必要が出てきました。平成 17（2005）年に発達障害者支援法が制定され、平成 19（2007）年より特別支援教育（従来の「特殊教育」が特別支援支援教育となり、対象者は、従来の「特殊教育」対象者+LD、ADHD、HFA、と規定されました。）

つまり、国はこのように特別支援教育体制を作ってきたのに、条約の「教育制度一般から排除されない」をそのまま解釈すると特別支援教育の否定につながりかねない、ということで批准が遅れた、といつていいと思います。

国はようやく平成 24（2012）年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省）を出しました。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による

指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。（下線筆者）

ここでは「インクルーシブ教育」ではなく「インクルーシブ教育システム」といういい方をしていることに留意する必要があります。国レベルでは「インクルーシブ教育」を明確に定義づけているものはない、ということです。ただし、これまでの流れから「インクルーシブ教育とは特別支援教育の延長線上にある」、「インクルーシブの方向へなだらかに移行させていく」ということはいえるでしょう。

ついでにいうと、東京都では明確な「インクルーシブ教育」について言及されている文書はありません。最近発行された「東京都発達障害教育推進計画」（平成 28（2016）年 3月）で、文科省の報告の文章の「インクルーシブ教育システム」の用語の説明として、

「障害者の権利に関する条約では、条文の第 24 条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。「インクルーシブ教育システム」とは、この理念に基づく教育制度のこと」

と記されている程度です。都でも明確な規定はない、といえましょう。

杉並区では、杉並区教育委員会「杉並区の特別支援教育」（平成 26（2014）年 3 月）のリーフレットにおいて、次のような文章を載せています。

「一人一人の健やかな成長を目指して」

- 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認められる全員参加型の「共生社会」の形成に向け、教育においては、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。
- 「特別支援教育」は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行い、自立や社会参加に向けた必要な力を培う教育です。個別の教育支援計画を作成し、医療・福祉・労働等との連携を図り、一貫した支援を行っていきます。特別支援教育を発展させていくことは「インクルーシブ教育システム」の構築に必要不可欠なことです。

では「インクルーシブ教育」と「特別支援教育」の違いは何なのでしょうか。
森山徹先生は次のように整理しています。

インクルーシブ教育	特別支援教育
共生・学び合い・支え合いを意識し、人間の多様性を認め合う社会や個人の基盤を育成 →全体のありように関わる問題	障害のある児童生徒の個別の教育的ニーズを踏まえた支援的なアプローチ →あくまでも基本は障害児教育

(杉並区特別支援教育コーディネーター研修 (H 28.4.14))

「インクルーシブ教育」とは全体のありように関わる問題であり、それは「共生社会の実現」であるといえるでしょう。国際的動向からみると「障害者の権利に関する条約」以降、その流れが主流であるということも言えるでしょう。

まとめます。「インクルーシブ教育」とは「従来の特別支援教育のシステム（通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）に加え、通常学級も含めて連続性のある「多様な学びの場」（インクルーシブ教育システム）を作り、それぞれの場で共生社会に向けて多様な考え方を認めながら進めていく教育」ということになるでしょうか。

夏休みにぜひ、特別支援教育の研修を受講しませんか？

東京都教職員研修センターでは毎年たくさんの研修を行っています。無料の研修なので、ぜひ申し込んで研修を深めてください。

研修番号 8111 特別支援教育 I

特別支援教育の理解と支援のポイント 8月8日（月）
8月19日（金）

研修番号 8112 特別支援教育 I

発達検査、知能検査の基礎知識の理解と活用
8月16日（火）

研修番号 8212 特別支援教育 II

学習障害のある児童・生徒の実態把握と授業づくり
8月23日（火）

研修番号 8311 特別支援教育 III

特別支援教室における児童・生徒理解の推進
8月2日（火）

1次募集
は4月25
日～5月
20日まで
です。